

18年ぶり電気通信事業法改正 「相対契約」で料金は原則自由に

85年に制定された電気通信事業法が抜本的に改正される。事業区分を廃し、「相対契約」を認めた新しい事業法は、今後の通信ビジネスにどのような影響を与えていくのか。

2003年7月17日、日本の通信業界のあり方を大きく変える一歩が踏み出された。衆議院本会議において電気通信事業法の改正が可決されたのだ。

85年の「通信自由化」に伴い、電気通信分野への競争原理導入を目的に制定された電気通信事業法はいわば「通信事業の憲法」となるもの。総務省・総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課の川野真稔課長補佐が「固定電話を中心とした制度からインターネット・ブロードバンド時代にふさわしい新しいルールの制定を目的とした」と語る今回の改正は、大幅な規制緩和を盛り込んだものとなっている。改正電気通信事業法の

概要を紹介するとともに、その影響を探っていく。

事前規制から事後チェックへ

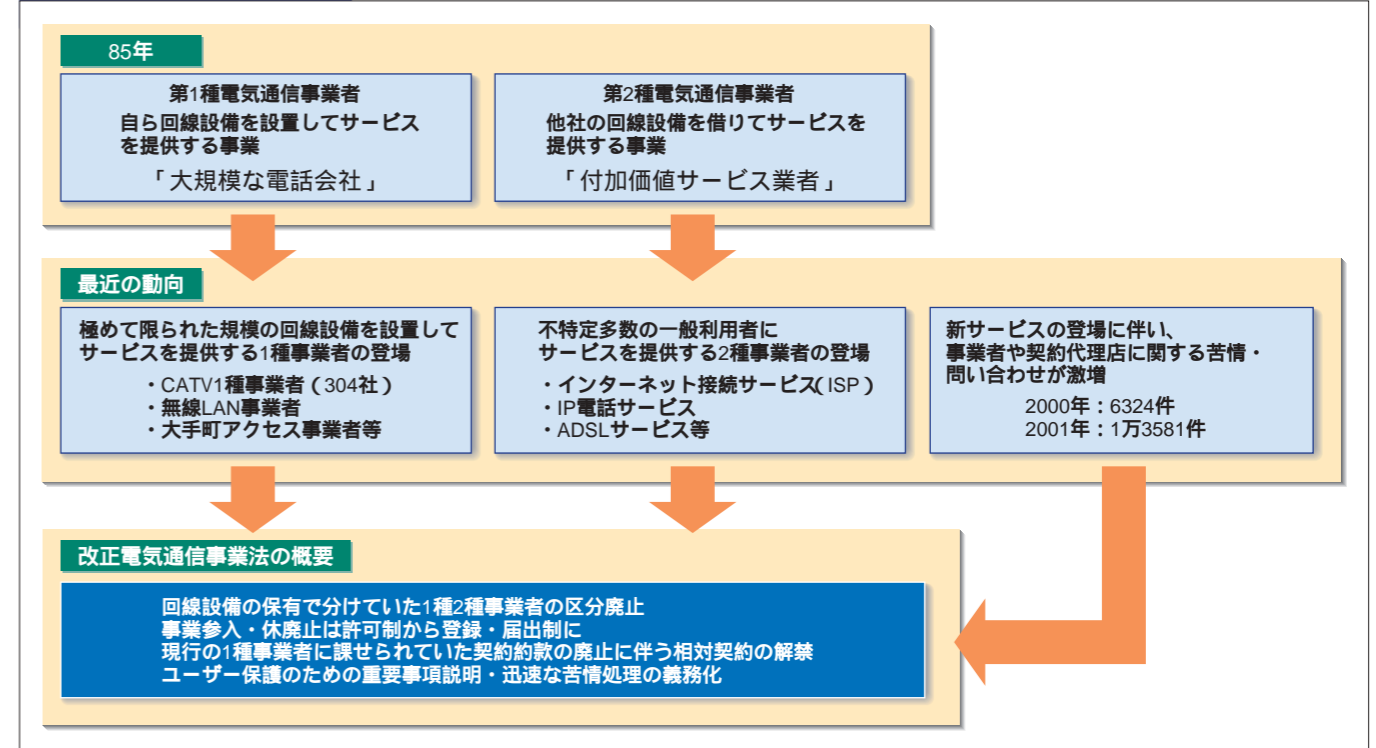
今回の改正の大きなポイントは、通信事業全体に関わるルールが「事前規制」から「事後チェック型」へと切り替わったことにある。背景には、この間、行政当局が進めてきた「競争促進、利用者の便宜向上」という理念がある。このポイントは、事業者区分の廃止、事業区分に応じた異なっていた事前規制の原則廃止の2つに最も良く示されている。具体的な内容についてみていこう。

では、この間、日本の通信業界を根底で規定していた事業区分、す

なわち自前のネットワーク設備の有無で分けられていた「第1種電気通信事業者(以下第1種事業者)」と「第2種電気通信事業者(以下第2種事業者)」の区分の撤廃が定められた。

1種・2種の区分撤廃は、一方でとも「大規模な電話会社」と想定されていた1種事業にCATV事業者や無線LAN事業者など極めて限られた規模の回線設備を設置してサービス提供する事業者が参入し、他方でもともと他社回線を借りて個別ユーザーのために付加価値サービスを行うと想定されていた2種事業にADSLサービス、ISPサービスなど不特定多数のユーザーにサービス提供する事業者が登場したことで市場

図1 市場環境の変化



環境が変化してしまったことによる。

では、事業区分の撤廃に基づき、事業の参入・休廃止、料金・提供条件に関する事前規制が大幅に緩和された。

最初の「事業の参入」に関するルールでは、従来、第1種事業者は事業参入にあたり総務省の許可が必要となっていたものを、大規模な回線設備を設置する事業を「登録制」とするほかは、審査を経ずに事業を開始できる「届出制」に改める。

これにより、現行の制度では、事業参入の申請から開始までに約1~2ヵ月かかっていた期間が、改正後には原則15日程度に短縮される。

また、「事業の休廃止」についても、

第1種事業者が利用者利益保護の観点から「許可制」、第2種事業者は「事後届出」と定められていたものを、事業区分廃止に伴い、すべての事業者に「事後届出」を適用する。

これは、「事業者がサービスを休止しても代替となるサービスが市場で確保できるようになった」現状を踏まえたもので、事前に利用者への周知が規定されている。

相対契約解禁で高まる自由度

3番目の「料金・提供条件」の事前規制の撤廃は、ある意味で通信ビジネスへの影響が最も大きいものといえる。ここでは、第1種事業者および特別第2種事業者に義務付けられ

ていた料金・提供条件を定めた「契約約款」の総務省に対する届出義務を廃止し、事業者が提供料金やサービス内容を自由に決められるようにするというものだ。

すなわち、市内電話や110番などの「ユニバーサルサービス」については、ユーザー保護の観点から、約款の届出制を残し、ISDN等いわゆるボトルネック設備を設置する事業者や、特定事業者によるシェアが高いサービスについては、最低限のサービス条件を提示した「保証契約約款」の作成・届出を義務付けるが、それ以外のすべてについて、ユーザーごとに交渉に応じ、サービス料金や提供条件をオーダーメイドできる「相